

食品リサイクル等に係る取組の推進について

1 現状及び課題

- 平成 13 年に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、いわゆる「食品リサイクル法」が施行され、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制が進められている。
- これにより、一定の効果が出ているところだが、それでもなお年間約 2,800 万トンもの食料廃棄物等が発生している。
- 平成 27 年 7 月 31 日に改訂された食品リサイクル法の基本方針では、リサイクル率の低い食品流通の川下における食品リサイクルを促進する必要があるとされ、食品廃棄物等の発生状況など地域の実情に応じ、地方公共団体は主体的な役割を担うことが期待されている。

2 今後の取組

- 食品リサイクル等に係る取組を推進するため、まずは、関係機関における情報共有・意見交換等を行う場（検討会）を設置し、今後の食品リサイクル等に係る取組について検討する。
- 平成 28 年度の検討項目については、食品流通の川下である小売業や外食業におけるリサイクル促進に係る次の項目を想定している。
 - ① 個別事業者へのヒアリング
 - ② 実態調査
 - ③ マッチングセミナー

<検討会の構成員（案）>

- 事業者団体 （地区廃棄物対策協議会）
- 小売業者団体 （公益社団法人 商連かながわ等）
- 処理業者団体 （公益社団法人 神奈川県産業廃棄物協会）
- 農業・畜産業団体
- 行政 （市町村、県）